

委託設計書

所属部課名		用地課							
部長	審議監	課長	補佐	班	班	班	班	設計者	設計審査
委託名称		管理用地除草業務委託(南部地区)							
委託場所		松戸市和名ヶ谷1221番1地先外							
事業年度		令和 8 年度							
委託価格		円 ごみ処分費は別途							
委託費計		円 ごみ処分費は別途							

松戸市

設 計 説 明	除草工…一式 ゴミ処分費別
------------------	------------------

本 委 託 内 訳 書

道路維持工事

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
		除草工		式	1			第 1 号内訳書参照
	委託価格			式	1			
		消費税及び地方消費税相当額		式	1			
委託費計				式	1			

第 1 号内訳書 除草工

1式

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		m2	30,240			第 1 号単価表参照
経費		式	1			
計						

第 1 号 単価表

機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬

1 m2 当り

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)含	%	K1			
草刈機 [肩掛式]	カッタ径 2 5 5 mm	%	K2			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
運転手 (一般)		%	R4			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			

第 1 号 単価表

機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬

1 m2 当り

2 頁

名称	規格	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1 m2 当り					

SCB432160

J01 飛び石防護の有無 = 1
 J03 ダンプトラック運搬距離 = 1

有り
 6.5km以下

J02 運搬機械選定 = 1
 J05 費用の内訳 = 1

ダンプトラック（オンロード・ディーゼル・2t積）
 全ての費用

令和7年度 管理用地除草業務委託(南部地区)
作業箇所一覧表

No.	雑草刈取り場所	敷地面積(m ²)	刈取り回数	草刈り作業時期			作業数量(m ²)	備考
				第1回	7月			
1	和名ヶ谷地先 その1 (松戸市和名ヶ谷1221番1外)	2225	2回	第2回	9・10月		2,225	
	和名ヶ谷地先 その2 (松戸市和名ヶ谷1453番1外)	4915	2回	第1回	7月		4,915	
	和名ヶ谷地先 その3 (松戸市和名ヶ谷1065番外)	7980	2回	第2回	9・10月		7,980	
計							30,240	

※詳細な作業範囲については、事前に監督職員に確認すること。

※作業時期については上記を標準とするが、天候やその他の事情により変更となる可能性あり。

管理用地除草業務委託（南部地区）仕様書

本委託は設計書、作業箇所一覧表、契約書及び本仕様書によるものとする。

また、本仕様書は、業務の大要を示すものであって、記載なき事項であっても本契約の範囲内で実施可能である作業は、積極的に実施するものとする。

1. 委託場所 松戸市和名ヶ谷1221番1地先外（別添位置図参照）

2. 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年11月30日（月）

3. 委託内容

(1) 作業時期については原則、作業箇所一覧表記載の内容に従うこと。

(2) 作業時間

(ア) 午前8時から午後5時までとする。ただし、委託者が必要と認めた場合は、この限りではない。

(イ) 原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178条）に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし、委託者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(3) 業務内容

(ア) 道路用地(未供用)の草刈り作業

①道路用地内の雑草を肩掛け式草刈機又は人力により行うこと。

②刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。

③草刈機作業にあたり、飛石その他危険防止には十分注意すること。

④刈草等は現場に残らないよう集積、処分を行うこと。

⑤道路用地内においては、ゴミ、空き缶、吸殻等も除去すること。

⑥刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を遵守すること。

(イ) その他業務で委託者が必要と認めたもの。

(4) ゴミの処分費

本業務により発生した一般廃棄物については分別を行い適切に処分を行うこと。処分に関する手数料は別途委託者が支払うものとする。業務完了後、計量伝票（重量記載）の写しを報告書とともに提出すること。当該支払い額は1kgあたり16円（税抜）とする。

予定ゴミ処分量：46,650kg

4. 業務実施上の特記事項

(1) 業務実施について

- (ア) 業務実施については委託者の指示のうえ実施する。
- (イ) 業務中は、携帯電話を携帯し、常に連絡を取れる体制にしておくこと。
- (ウ) 受託者は、いかなる理由があっても、住民等からの報酬又は手数料等を受けてはならない。
- (エ) 業務中は作業現場周辺の居住者、通行人、通行車両等の安全並びに交通等の円滑な処理に努め、現場の安全対策を十分講ずること。
- (オ) 本業務で発生したトラブル等に関しては、すべて受託者の責務において処理すること。
- (カ) 業務に際し、地元住民から要望等があったとき、または交渉を要するときは、遅滞なく委託者に報告し指示を受けること。

(2) 業務中の事故等について

- (ア) 業務中、故意又は過失による事故等により第三者に損害を与えた場合、又は、施設等に損害を与えた場合は、全て受託者の責務において処理すること。
- (イ) 業務中に事故が発生した場合、速やかに万全な措置を講じ、委託者に連絡すると共に、速やかに事故報告書を提出すること。

5. 安全管理

- (1) 受託者は、業務の執行及び安全管理のための関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、必要に応じて所轄警察署より道路使用許可を受け、許可条件を遵守すること。

6. 提出書類等

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに下記書類を提出すること。
 - (ア) 業務員届（氏名・生年月日・性別）
 - (イ) 業務車両使用届（車検証の写し・全景写真）
 - (ウ) 緊急時連絡表
- (2) 受託者は、作業日毎に業務日報を作成すること。業務日報については「委託名称」「作業日」「作業場所」「作業内容」「ごみの処理（量、内容、搬出先）」を明記すること。
- (3) 受託者は、作業を行う際、各作業場所毎に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。撮影した写真は業務完了時に報告書とあわせて提出するとともに、電子媒体または紙媒体で翌年度末まで整理・保管しておくこと。
- (4) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに下記書類を提出すること。
 - (ア) 業務完了報告書（業務月例報告書・業務日報・業務実施の写真）
 - (イ) 請求書
 - (ウ) 一般廃棄物計量伝票の写し
 - (エ) その他必要となる関係書類

7. その他

- (ア) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者の双方協議のうえ定めるものとする。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は委託者の指示によるものとする。

以上

管理用地除草業務委託（南部地区）

位置図 (A1:S=1/25,000 A3:S=1/50,000)

